

～保護者のみなさまへ～
令和2年度（2020年度）

第1学期分からの援助を受けるには
8月24日(月)（必着）までに
お申し込みください。

就学援助制度の お申し込みはお済みですか？

教育委員会では、お子様が小・中学校へ就学するために必要な学用品費などの援助を行います（所得制限あり、生活保護世帯は除く）。なお、この制度は毎年度申込みが必要です。
申込みがお済みでない方、対象となる方は、必ずお申し込みください。

- ※ 8月25日以降受付の場合は、第1学期分の援助は対象外となります。
- ※ 第1学期分の支給は、8月31日を予定していますが、6月17日以降の申込みは、支給日が遅れます。

すでに就学援助制度の申込みをされている場合は、再度の申込みは不要

対象者

お子さまを小・中学校に通学させている保護者で、令和元年(2019年)分の所得の合計が認定基準額以下の方。（援助を受けられるかどうかご不明の場合は、お申し込みください。）

受付方法 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「窓口受付」および「郵送受付」を行います。

窓口受付 教育委員会事務局 教育総務課 学務係（豊中市役所 第一庁舎6階）
9:00～17:15（土・日・祝日を除く）※代理人による申込み可

郵送受付 受給申込書（世帯で1通。市役所、庄内・新千里出張所にて配布）に記入・押印し、裏面該当事項にあてはまる場合は、必要書類のコピーを添付のうえ、教育総務課までお送りください。（「特定記録郵便」または「簡易書留」でお送りください。）
※教育総務課への到着日が「受付日」となります。

申込みに必要なもの

- ① 保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳等）
- ② 印鑑（認め印）シャチハタ等スタンプ式では受付できません。
- ③ 上記の他、裏面にあてはまる場合は別途書類が必要です。（郵送の場合はコピーを添付）

豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係 （豊中市役所 第一庁舎6階）
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2553

裏面に続く

該 当 事 項	必 要 書 類
令和2年1月1日時点で、 他市 にお住まいだった場合	下記のいずれか（いずれもコピー可） A 令和2年度(2020年度)住民税の課税明細書 B 令和2年度(2020年度)住民税特別徴収税額の通知書 C その他、所得を証明できるもの
平成31年1月以降に主たる生計者が失業し、現在も 失業中 の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか（いずれもコピー可）
ひとり親世帯 の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯で 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方がいる場合	手帳（コピー可）
平成31年1月以降に 生活保護の適用が廃止 となった場合	生活保護廃止証明書
平成31年1月以降に 火災等の災害 で、家屋が全半壊・全半焼・流失・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類
令和2年2月以降に 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少 した場合	令和2年2月以降に所得が減少した時点からの連続した3か月分の給与明細書

豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係 （豊中市役所 第一庁舎6階）
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2553

詳しくは、豊中市ホームページ

就学援助

検索